

第569回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	第57期広島地方最低賃金審議会委員名簿	P. 1
資料 No. 2	広島地方最低賃金審議会運営規程	P. 2
資料 No. 3	広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程	P. 5
資料 No. 4	広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程	P. 7
資料 No. 5	広島地方最低賃金審議会会議公開要綱	P. 9
資料 No. 6	広島県最低賃金審議経過一覧(令和3年度～令和7年度)	P. 11

第57期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局

令和8年4月1日現在

区 分	氏 名	現 職
公 益 代 表	岡 田 行 正	広島修道大学 教授
	酒 井 朋 子	税理士
	中 原 良 子	弁護士
	三 井 正 信	安田女子大学 教授
	村 上 恵 子	県立広島大学 教授
労 働 者 代 表	佐 崎 吉 宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	角 直 樹	電機連合広島地域協議会事務局長
	林 秀 彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	藤 中 裕 治	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	藤 村 直 樹	自動車総連広島地方協議会 幹事
使 用 者 代 表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	木村 康宏	広島県経営者協会 専務理事
	蔵 田 秀 和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	光村 暢純	ミツヤ工業株式会社 代表取締役社長

(50音順・第57期)

広島地方最低賃金審議会運営規程

第1条 広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を掌理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 第6条及び前三項の規定は小委員会等について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「会長又は座長」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を広島労働局長に提出するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会等の議事運営に関し必要な事項は、専門部会等の長が当該専門部会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月2日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和4年2月15日から施行する。

広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 広島地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な

われるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

第8条 この規定に定めるもののほか、専門部会の議事運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月2日から施行する。

広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程

第1条 地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）及び広島地方最低賃金審議会専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき広島地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会（以下「検討小委員会」という。）を設置するものとする。

第2条 運営小委員会の構成は、会長のほか、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ2名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

2 検討小委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ2名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

第3条 運営小委員会及び検討小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集するものとする。

2 会議は、公益代表委員のうちの推薦に基づいて会長に指名された座長が議事の運営を図るものとする。

3 運営小委員会及び検討小委員会は、座長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第4条 会議において審議した結果、必要と思われる事項については審議会において報告するものとする。

第5条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 20 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

第 1 条 この規程は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。

広島地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、広島地方最低賃金審議会、同専門部会及び同運営小委員会並びに同検討小委員会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、広島地方最低賃金審議会運営規程及び広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程並びに広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

第2条 公開する審議会等の開催の日時、場所及び傍聴者の募集等については、原則として審議会等の開催の日の14日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、広島労働局において掲示し、併せて広島労働局のホームページにも掲載する。

第3条 審議会等の傍聴を希望する者は、前条の掲示等に表示された締切日までに、郵便又は電子メールにより労働基準部賃金室宛てに申し込むものとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第4条 傍聴者は、若干名とする。

2 希望者が多数の場合は、会場の収容人数等を考慮し、抽選とすることがある。

3 抽選結果については、当選者に文書又は電子メールで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

4 傍聴は、申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第5条 公開する審議会等ごとに傍聴者名簿を作成する。

第6条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴者は、審議会開始の10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴席に着席するものとする。

3 傍聴者には、審議会傍聴に当たっての遵守事項を周知するものとする。

第7条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、会長、部会長又は座長は違反者に対し是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

- 2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出する。
- 3 庁舎退去命令にも従わない場合には、所轄警察署に連絡し、強制排除を行うこととする。

第8条 審議会等を公開する場合、報道関係者については、第3条及び第4条にかかわらず、原則として取材を認める。ただし、撮影及び録音は、会長、部会長又は座長が認める場合に限る。

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長、部会長又は座長が定める。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和5年3月17日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和6年6月28日から施行する。

広島県最低賃金審議経過一覧

年度	諮 問 日	目 安 答 申 日	専門部会開催日	答 申 日	官 報 公 示 日	効 力 発 生 日	決 定 金 額	引上げ率
3	令和3年7月2日	令和3年7月16日	令和3年7月30日 令和3年8月2日 令和3年8月4日 令和3年8月5日	令和3年8月5日	令和3年9月1日	令和3年10月 1 日	時間額 899円 (+ 28円)	3.21%
4	令和4年7月1日	令和4年8月1日	令和4年8月1日 令和4年8月2日 令和4年8月4日 令和4年8月5日	令和4年8月5日	令和4年9月1日	令和4年10月1日	時間給 930円 (+ 31円)	3.45%
5	令和5年7月3日	令和5年7月28日	令和5年7月31日 令和5年8月1日 令和5年8月2日 令和5年8月4日	令和5年8月4日	令和5年9月1日	令和5年10月1日	時間給 970円 (+ 40円)	4.30%
6	令和6年6月28日	令和6年7月25日	令和6年7月30日 令和6年7月31日 令和6年8月2日 令和6年8月5日	令和6年8月5日	令和6年8月30日	令和6年10月1日	時間給 1,020円 (+ 50円)	5.15%
7	令和7年7月15日	令和7年8月4日	令和7年8月5日 令和7年8月6日 令和7年8月8日 令和7年8月18日	令和7年8月18日	令和7年9月16日	令和7年11月1日	時間給 1,085円 (+ 65円)	6.37%